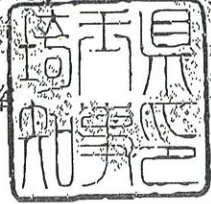


産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 埼玉県新座市中野一丁目12番10号  
氏名 有限会社イカラン  
代表取締役 篠崎 由紀夫

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和4年12月2日

許可の有効年月日 令和9年11月5日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬 (積替え保管を含む。)

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥(\*)、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類(\*)、紙くず、繊維くず、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず(\*)、がれき類(\*)、ばいじん 以上14種類

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類 以上6種類

※1 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※2 産業廃棄物の種類に(H1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

※3 産業廃棄物の種類に(H2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地

埼玉県新座市中野一丁目1974番1、1974番6、1974番7 以上3筆(面積1,278㎡)  
保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成9年11月6日	指令廃対第1210号	新規許可
平成25年8月22日	指令西環第652号	変更許可 (「除く」品目8種類の追加)
平成29年12月28日	指令西環第1-6号	更新許可
令和2年8月14日	—	変更届 (代表者)
令和4年12月2日	指令西環第1-17号	更新許可(無きもの)

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

当社で発行したものではありません。

再複写無効

許可番号 01110051012

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
プラスチック類 以上1種類	18.3㎡	1.9m (屋外)	17.4㎡
紙くず 以上1種類	18.3㎡	1.9m (屋外)	17.4㎡
木くず 以上1種類	18.3㎡	1.9m (屋外)	17.4㎡
金属くず 以上1種類	17.9㎡	1.9m (屋外)	16.7㎡
ガラスくず、コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上1種類	18.4㎡	1.9m (屋外)	17.3㎡
がれき類 以上1種類	18.3㎡	1.9m (屋外)	17.4㎡

(以下余白)